

【個人のお客さま用】

## ARサービス「ar de AR (ある で あ〜る)」 利用約款

本約款の記載は、左記申込書により、株式会社よんでんメディアワークス（以下、「当社」といいます。）が提供するARサービス「ar de AR(ある で あ〜る)」(以下、「本サービス」といいます。)を申し込まれた個人のお客さま（以下、「お客さま」といいます。）が本サービスを受けられるにあたっての契約条件とします。

### ■ I. 総則

#### （本サービスの内容）

第 1 条 本サービスは、第 4 条に定める契約期間中、当社が用意するプラットフォーム上で、お客さまが所有するコンテンツの登録、管理および表示を行うことができるサービスをいいます。

#### （契約の成立）

第 2 条 本サービスの提供を希望されるお客さまが本約款に同意のうえ、当社の定める様式による申し込みおよび利用料金の支払いを行い、当社が、お客さまへの本サービスの提供に支障のないことを確認したうえで申し込みを承諾し、お客さまに本サービスの利用情報等を通知することにより、契約（以下、「本契約」といいます。）が成立します。

2 お客さまが未成年者である場合は、申し込みに際して親権者など法定代理人による本約款および本サービス利用への同意を得ることを条件とし、本サービスを利用した時点をもって当該法定代理人の同意を得ているものとみなします。

#### （約款の変更）

第 3 条 当社は次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができるものとします。

- 1 約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
  - 2 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による約款の変更にあたり、あらかじめお客さまに約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を通知します。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用したときは、お客さまが約款の変更に同意したものとみなします。

### ■ II. 契約

#### （契約期間）

第 4 条 本契約の有効期間は、本契約が成立した日を開始日（以下、「開始日」といいます。）として、当該開始日の翌月 1 日から 1 年単位でお客さまが予め指定する期間を満了する日までの期間とします。

2 本契約の有効期間満了の日（以下、「満了日」といいます。）までに、お客さまが本サービスを引き続き利用するための所定の利用料金を当社に支払った場合は、当該満了日の翌日を更新日（以下、「更新日」といいます。）として、前項の有効期間を、お客さまが予め指定する期間延長するものとします。

#### （届出事項の変更等）

第 5 条 お客さまは、その氏名、名称、住所、その他必要事項について変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

#### （契約の解除）

第 6 条 当社またはお客さまが、次のいずれかに該当する場合は、相手方にその理由を通知のうえ本サービスの提供または利用を中止し、本契約を解除できるものとします。

- 1 本契約の各条項に違反したことにより、本サービスの提供または利用を継続することが妥当でないと判断したとき
  - 2 本サービスの提供または利用を継続し難いやむを得ない事情が発生したとき
- 2 本契約を解除する場合において、当社は、お客さまが既に支払い済みの利用料金について払い戻しを行いません。

### ■ III. 料金等

#### （料金）

第 7 条 本サービスの利用料金は、本契約の開始日の翌月 1 日（有効期間を延長する場合は更新日）から満了日までの期間を単位として、当社が別途定めるものとします。

2 当社は、やむを得ない理由がある場合、お客さまに事前に通知のうえ、利用料金等を改定できるものとします。ただし、本契約の有効期間中の料金改定において、お客さまが満了日以降も引き続き利用する場合は、更新日から変更後の利用料金を適用します。

3 お客さまが本サービスの提供を受けるために必要となるお客さま側の設備やシステム変更等に伴う費用、および通信にかかる費用は、お客さま負担とします。

#### （料金の支払い）

第 8 条 お客さまは、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等相当額を、クレジットカード支払により支払うものとします。

2 お客さまは、当社が運営する EC（電子商取引）サイトを通じて決済を行い、当社は、当該決済が有効に行われたことをもって、料金の支払いを受けたものとみなします。

### ■ IV. 禁止事項等

#### （利用にかかるお客さまの禁止事項）

第 9 条 お客さまは、本サービスの利用に際して、次のことを行ってはなりません。

- 1 お客さまが当社の承諾なしに本契約上の権利・義務を第三者に譲渡・承継、または使用させる行為。
- 2 当社の承諾なしに、本サービスの全部または一部（本サービスにより作成したコンテンツを組み付けるなどした商品等を含みます。）を、お客さま以外の第三者に対し販売、配布、譲渡、貸与することを目的として（その行為が有償か無償かを問いません）利用する行為。
- 3 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員等の反社会的勢力、およびこれに準ずる者を意味します。）である、または資金提供、便宜供与その他を通じて反社会的勢力等の維持・運営に協力するなど、反社会的勢力と何らかの交流または関与を持つこと。
- 4 以下の態様において本サービスを利用する行為。
  - ア 本サービスを利用するにあたり、発行されたパスワードを第三者に漏洩する行為、またはそのおそれのある行為
  - イ 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、公序良俗に著しく反する行為、またはそのおそれのある行為
  - ロ 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - リ 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - ル 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり、容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為
  - レ 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそのおそれのある行為
  - レ 本サービスの提供を妨害する行為、不正アクセス行為の禁止などに関する法律に抵触する行為、またはそのおそれのある行為
  - ロ コンピュータウィルス等他人の業務を妨害し、またはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービス内で使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - ク その他、当社が不適切と判断する行為

### ■ V. 提供中止等

#### （提供中止）

第 1 0 条 当社は、プロバイダーおよび通信回線の事由、その他不可抗力事由による障害等においては、その旨をお客さまに通知することなく、また、当社所有設備の保守作業等においては、お客さまにその旨を事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとし、当社は、本サービスの復旧に最大限の努力を行うものとします。

#### （提供停止）

第 1 1 条 当社は、お客さまが次のいずれかに該当するときは、お客さまに催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 1 本契約上の債務を履行しなかったとき。
- 2 第 9 条（利用にかかるお客さまの禁止事項）の規定に違反したとき。
- 3 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

### ■ VI. 損害賠償等

#### （免責事項）

第 1 2 条 お客さまの本サービス利用環境について、当社は一切関与せず、また、お客さまが配信するコンテンツの内容に関する責任、登録データの保管およびバックアップに関する責任等については、専らお客さま側に所在し、当社は一切責任を負わないものとします。

2 本サービスに関連して生じたお客さまおよび第三者に対する損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

#### （損害賠償）

第 1 3 条 本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合は、お客さまに現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、逸失利益を含むその他の特別損害については責任を負いません。また、賠償においては、当該損害発生時まで本サービスの対価としてお客さまが当社に支払った利用料金 1 年分の相当額を、その責任の限度額とします。

### ■ VII. 雑則

#### （機密の保持）

第 1 4 条 当社およびお客さまは、本契約を通じて知り得た双方の機密事項、すべての提供情報（サービス、コンテンツの内容等）について、相手方の許可なく第三者に対し漏洩しないものとします。このことは、本契約の契約終了後または解除後においても当該事実が公知になるまで継続するものとします。

- 2 当社は、本契約の終了後または解除後、すべての情報を、第三者が復元できない方法により破棄することとします。
- 3 当社は、本サービスにより当社が取得する個人情報を、当社が別途定める個人情報保護に関する基本方針「プライバシーポリシー」に従って取り扱うものとします。

#### （紛争の解決）

第 1 5 条 本約款に定めのない事項については、お客さまと当社の協議により、本約款の趣旨に従い、誠意をもって解決するものとします。

- 2 本約款に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本約款に関する紛争は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 4 本約款の規定の一部が法令または裁判所により違法、無効または不能であるとされた場合においても、本約款のその他の規定は有効に存続します。